

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表（令和8年10月1日改正）

赤字下線：今回改正箇所

改 正 前						改 正 後					
第3 業務費の内容及び積算						第3 業務費の内容及び積算					
1 直接原価 (2) 直接経費 イー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。 <u>その場合は、1-3-3に基づく。</u> なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。						1 直接原価 (2) 直接経費 イー2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 3) 往復旅行時間にかかる直接人件費 往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。 なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。					
7 設計等における数値の扱い (3) 設計数量表示単位 (別表)						7 設計等における数値の扱い (3) 設計数量表示単位 (別表)					
設計数量表示単位一覧表						設計数量表示単位一覧表					
区分	種 別	細 別	単位	数位	備 考	区分	種 別	細 別	単位	数位	備 考
共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	共通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業務	1			作業計画の策定		業務	1	
(略)						(略)					
建物等	建物	見積	棟			建物等	建物	見積	棟		
							<u>石綿分析調査の依頼</u>		<u>回</u>	<u>1</u>	

の調査						の調査	石綿除去処分	見積	回	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1			建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1			機械設備		事業所	1	
(略)						(略)					
説明						説明					
	費用負担説明		権利者	1			費用負担説明		権利者	1	

第6 建物等の調査

4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定
(略)

表6-4 (略)

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿調査要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-6 (略)

第6 建物等の調査

4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定
(略)

表6-4 (略)

表6-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿調査要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-6 (略)

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
(略)

表 6-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-8 (略)

(2) 木造特殊建物の調査及び算定
(略)

表 6-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-8 (略)

(3) 非木造建物の調査及び算定
(略)

表 6-9 (略)
表 6-10 (略)
表 6-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
(略)								

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-12 (略)

(4) 建物の見積
(略)

表 6-13 (略)

(3) 非木造建物の調査及び算定
(略)

表 6-9 (略)
表 6-10 (略)
表 6-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
(略)								

注 1 (略)

注 2 本表は、石綿調査算定要領（平成 24 年 3 月 30 日付け国土用第 50 号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-12 (略)

(4) 建物の見積
(略)

表 6-13 (略)

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとする。

表6-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査 の依頼	同	主任技師	0.16	二	0.10	0.26人	
		技師 A	0.16	0.30	二	0.46人	

注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分 の見積	同	主任技師	二	二	0.16	0.16人	
		技師 A	二	0.24	0.27	0.51人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第 61 条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6-14によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-15により行うものとする。

表 6-14 (略)

表 6-15 (略)

6 工作物の調査

(1) 機械設備

(略)

ア 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-16の区分によるものとする。

表 6-16 (略)

イ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-17により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

① (略)

② (略)

表 6-17

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-18の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下に

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第 35 条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、第 61 条(防火地域及び準防火地域内の建築物)とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表 6-16によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-17により行うものとする。

表 6-16 (略)

表 6-17 (略)

6 工作物の調査

(1) 機械設備

(略)

ア 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-18の区分によるものとする。

表 6-18 (略)

イ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-19により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

① (略)

② (略)

表 6-19

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-20の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領

については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用

・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-18 (略)

ウ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-19 によって行うものとする。

表 6-19 (略)

第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-20 (略)

ウ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-21 によって行うものとする。

表 6-21 (略)

(2) 生産設備
(略)

ア 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-20 の区分によるものとする。
表 6-20 (略)

イ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-21 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。
なお、生産設備 A から C までの設備区域内に生産設備 D が存する場合には、生産設備 D は計上しないものとする。

表 6-21

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-22 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-22 (略)

(2) 生産設備
(略)

ア 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表 6-22 の区分によるものとする。
表 6-22 (略)

イ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-23 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。
なお、生産設備 A から C までの設備区域内に生産設備 D が存する場合には、生産設備 D は計上しないものとする。

表 6-23

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-24 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-24 (略)

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-23によって行うものとする。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）
(略)

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表 6-24によるものとする。

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-25 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

[illegible]

注 4 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-25によって行うものとする。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）
(略)

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表 6-26によるものとする。

附帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-27 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

[illegible]

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必

・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6-26 (略)

ウ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-27 によって行うものとする。

表 6-27 (略)

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-28の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-29により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

(略)

ただし、表 6-28の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-28 (略)

表 6-29

[illegible]

(略)

注1 調査区分の地形等によって表 6-30 の補正を行うものとする。

表 6-30 (略)

要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

表 6-28 (略)

ウ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、[表 6-29](#) によって行うものとする。

表 6-29 (略)

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-30の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-31により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

(略)

ただし、表 6-30 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3)附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-30 (略)

表 6-31

[illegible]

(略)

注1 調査区分の地形等によって表 6-32 の補正を行うものとする。

表 6-32 (略)

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭木、灯籠、築山、池等によって造成されており、総合的美的景観が形成されているものといい、その区分は表 6-31によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-32により行うものとする。

表 6-31 (略)

表 6-32

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
(略)								

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-33の補正率表を適用するものとする。

注2 (略)

表 6-33 (略)

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6-34によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 6-35により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。
(略)

表 6-34 (略)

表 6-35 (略)

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭木、灯籠、築山、池等によって造成されており、総合的美的景観が形成されているものといい、その区分は表 6-33によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-34により行うものとする。

表 6-33 (略)

表 6-34

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
(略)								

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-35の補正率表を適用するものとする。

注2 (略)

表 6-35 (略)

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設であって、これに附随する工作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表 6-36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表 6-37により行うものとする。

この場合の直接人件費は、次式によるものとする。
(略)

表 6-36 (略)

表 6-37 (略)

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残置移転要件の該当性の検討に必要なとなる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残置が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 6-36により行うものとする。

表 6-36（略）

8 照応建物の設計案の作成等

（略）

（1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 6-37により行うものとする。

表 6-37

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		

（略）

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 6-37を適用するものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残置移転要件の該当性の検討に必要なとなる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残置が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 6-38により行うものとする。

表 6-38（略）

8 照応建物の設計案の作成等

（略）

（1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表 6-39により行うものとする。

表 6-39

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		

（略）

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 6-39を適用するものとする。

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建設費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6-38 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 7 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-38

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		

(略)

注 (略)

(2) 照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建設費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6-40 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 7 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-40

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		

(略)

注 (略)

第9 移転工法案の検討
8 機械設備設計
(略)

機械設備設計標準員数 表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注1 本表の区分は、表 6-16のとおりとする。

注2 (略)

注3 (略)

注4 本表の歩掛は、表 6-17の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収技術者員数 表9-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注1 (略)

注2 (略)

注3 (略)

注4 本表は、表 6-19を再掲したものである。

第9 移転工法案の検討
8 機械設備設計
(略)

機械設備設計標準員数 表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注1 本表の区分は、表 6-18のとおりとする。

注2 (略)

注3 (略)

注4 本表の歩掛は、表 6-19の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収技術者員数 表9-14

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注1 (略)

注2 (略)

注3 (略)

注4 本表は、表 6-21を再掲したものである。

見積徴収技術者員数

表 9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 (略)

注 2 (略)

注 3 (略)

注 4 本表は、[表 6-23](#)を再掲したものである。

第 1 1 再算定業務

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 6-13、[表 6-19](#)、[表 6-23](#) 及び [表 6-27](#) の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再算定業務」（6）及び（7）により行うものとする。

見積徴収技術者員数

表 9-16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		

(略)

注 1 (略)

注 2 (略)

注 3 (略)

注 4 本表は、[表 6-25](#)を再掲したものである。

第 1 1 再算定業務

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 6-13、[表 6-15](#)、[表 6-21](#)、[表 6-25](#) 及び [表 6-29](#) の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再算定業務」（6）及び（7）により行うものとする。

第14 消費税等調査

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 14-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.15</u>	0.09	—	<u>0.24 人</u>	
			技師 B	<u>0.15</u>	0.13	—	<u>0.28 人</u>	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 14-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.06</u>	0.09	—	<u>0.15 人</u>	
			技師 B	<u>0.06</u>	0.13	—	<u>0.19 人</u>	

第14 消費税等調査

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 14-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.16</u>	0.09	—	<u>0.25 人</u>	
			技師 B	<u>0.16</u>	0.13	—	<u>0.29 人</u>	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 14-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	<u>0.08</u>	0.09	—	<u>0.17 人</u>	
			技師 B	<u>0.08</u>	0.13	—	<u>0.21 人</u>	